

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月29日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

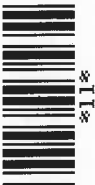
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月28日 午前 8時30分から 令和 7年12月 5日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月12日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 9日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月15日 午前 9時00分から 令和 7年12月16日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	620,000 496,000		124,000	21,463	0



物 件 目 録

1 所 在 常陸太田市大中町字寺田865番地1

家屋 番号 865番1

種 類 居宅 事務所 車庫

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 172.69平方メートル

(現況)

種 類 居宅

構 造 木造セメントかわらぶき平家建

床 面 積 約205.74平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 6月12日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者及びC並びにDが占有している。C及びDの占有権原の存在は認められない。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番865番2，所有者C）につき使用借権が存在する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 常陸太田市大中町字寺田865番地1

家屋 番号 865番1

種 類 居宅 事務所 車庫

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 172.69平方メートル

(現況)

種 類 居宅

構 造 木造セメントかわらぶき平家建

床 面 積 約205.74平方メートル



令和6年(ケ)第199号

令和7年3月 3日受理

令和7年4月28日提出

(評価人 齋藤清人)

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 加藤宏紀

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所 在	常陸太田市大中町字寺田865番地1
	家屋番号	865番1
	種 類	居宅 事務所 車庫
	構 造	木造スレート葺平家建
	床 面 積	172.69平方メートル

(建物用〈単独〉)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
建 物	物件1
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる (■主たる建物 ☐ 附属建物) ■種 類：居宅 ■構 造：木造セメントかわらぶき平家建 ■床面積：約205.74平方メートル (概測)
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 (亡B相続財産清算人A) ☒ その他の者 (C及びD) ■建物所有者が本建物を 居宅 として管理している ■その他の者が本建物を 居宅 として使用している ■「占有者及び占有権原」のとおり ☐
そ の 他 の 事 項	本件建物には亡Bの妻D及び子Cらが亡Bの生前から居住を続けている。
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
敷 地 (目 的 外 土 地)	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原（物件 1 関係）		
占有範囲		☒ 全部 ☐
占有者		☒ 建物所有者（亡B相続財産清算人A） ☒ その他の者（C及びD）
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐
☒ 関係人（ ☒ C, D, E（亡Bの親族、占有者ら） ☒ A（相続財産清算人））の陳述 ☐ 提示文書（ ）の要旨		
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☒ （C及びDにつき）無権限
占有開始時期		令和元年8月20日（亡Bの死亡時期）
最初の 契約等	契約日	令和 年 月 日
	期間	令和 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新
現在の 契約等	期間	令和 年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし
契約等 当事者	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者（ ）
	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎金 円（毎 限り 分支払） ☐ 前払（ 分 円） ☐ 相殺（ 分 円）
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐
その他		
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

(目的外土地用〈单独〉)

目的外土地の概況(物件 1 関係)			
所 在	茨城県常陸太田市大中町字寺田		
地 番	8 6 5 番 2		
地 目	■宅地 □山林 □雑種地 □畑 □田 □		
地 積	1 4 1 0. 7 5平方メートル (■一部(物件1建物の敷地部分))		
所 有 者	□建物所有者 ■その他の者(C)		
その他の事項			
■関係人(■C(土地所有者))の陳述 / □提示文書()の要旨			
占 有 権 原	□所有権 □地上権 □賃借権 ■(黙示の)使用借権 □		
占有開始時期	令和2年12月20日(Cが目的外土地①を取得した時期)		
最初の契約等	契約日	令和2年12月ころ	
	期 間	令和2年12月ころから □令和 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新		
現在の契約等	期 間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等当事者	貸 主	■土地所有者 □その他の者()	
	借 主	■建物所有者 □その他の者()	
地代・支払時期等		毎 金 円(毎 限り 分支払)	
地 代 前 払		■ない □ある(金 円 分まで)	
敷金・保証金		■ない □ある(□敷金 円 □保証金 円)	
特 約 等			
地 代 滞 納		□ない □ある(令和 年 月 日現在 金 円)	
契 約 解 除		■ない □ある	
訴 訟 提 起 等		■ない □ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □係属中 □終局()	
そ の 他		住民票(除票)によると、亡Bは本件建物に平成6年11月ころに転居しているが、亡Bの子であるCが目的外土地①を取得したのは令和2年12月20日のため、Cとの関係で占有開始時期をCが目的外土地①を所得した時期とした。	
執行官の意見		■上記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A弁護士 (亡B相続財産清算人)	1 本件建物に居住している人とは全く接触していないので、その占有権原は分かりません。 2 本件建物の敷地利用について、地代の支払い也没有ありません。
■ C (亡Bの子、本件建物占有者兼目的外土地①所有者)	1 本件建物には私が住んでいます。 2 本件建物に住むことについて賃料の支払い関係はありません。 3 私が所有する目的外土地①上に本件建物があることについて地代の支払い関係はありません。 4 本件建物は30年以上前に車庫部分を居室に変更しています。 5 本件建物には雨漏りや床の腐食が多数あります。
■ D (亡Bの妻、本件建物占有者)、E (亡Bの子)	1 本件建物は公民館だったものを曳家したものです。 2 本件建物内では猫を4匹飼っています。 3 本件建物には雨漏りや床の腐食が多数あります。 4 本件建物にはネズミやシロアリによるものと思われる被害があります。 5 扉が固い箇所があります。 6 集中豪雨の際に隣接する川の水位が上がり、床下くらいまで来たことがあります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物には亡Bの妻D及び子Cらが亡Bの生前から居住を続けているが、C及びDは、亡B生存中は亡Bの占有補助者だったところ、亡Bの死亡と、亡Bについて開始された相続に関し相続放棄したことにより、CDらの占有補助者たる地位は失われ、また相続財産清算人の陳述によるとCDらに黙示の契約関係も認められないため、CDらの現在の占有権原は無権原であると判断した。
- 3 本件建物内では猫4匹が飼われている。
- 4 本件建物は複数個所で雨漏りしているなど損傷が著しい。
- 5 以上から本物件の占有状況については、登記事項証明書の記載及び関係人の陳述、その他現場の状況等を総合して2乃至3枚目記載のとおりであると認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

(調査経過用)

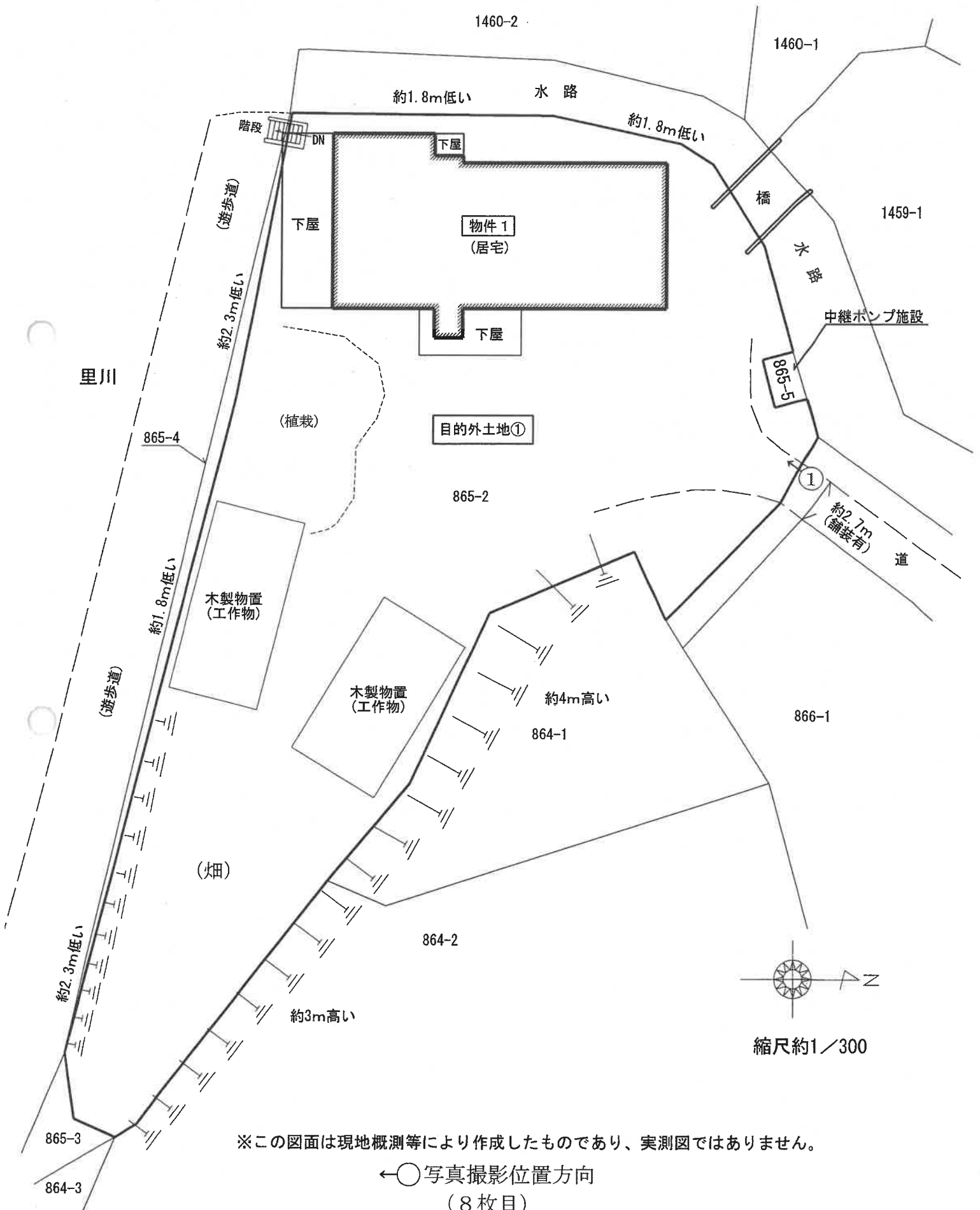
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年3月4日(火)	当 庁	■常陸太田市役所に公課証明書・家屋平面図・地番集成図の送付嘱託(郵送)
令和7年3月6日(木)	当 庁	■Cらに照会書送付
令和6年3月21日(金) 13:50-15:00	物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■D及びEから聴取 ■評価人同行
令和7年4月21日(月)	当 庁	■Aから聴取(電話)
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7枚目)

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第199号



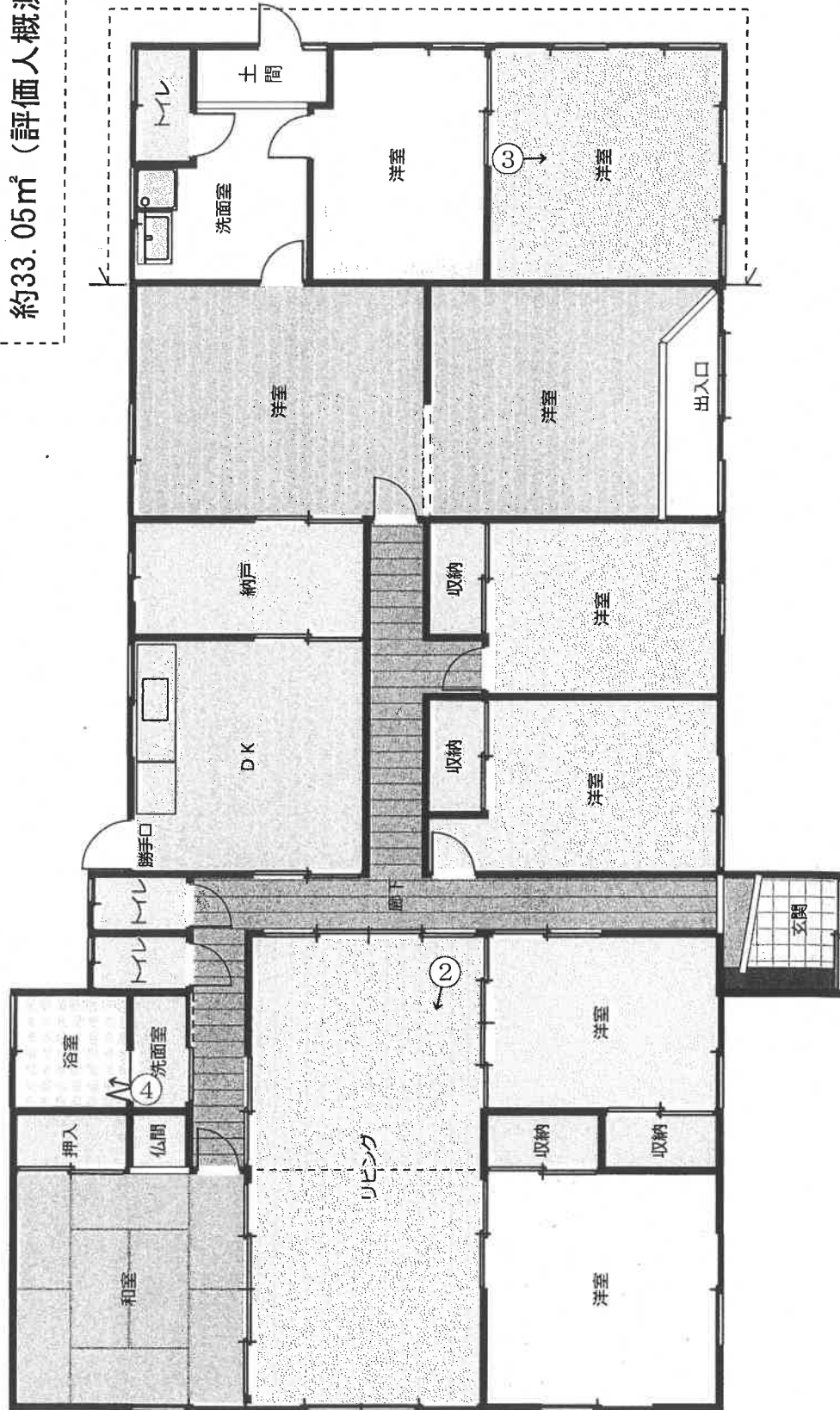
建物間取図（略図）

令和6年（ケ）第199号

物件1：居宅

未登記増築部分

約33.05㎡（評価人概測）



縮尺約1/100

床面積 約205.74㎡
（評価人概測）

※図面と現況が異なる場合は現況が優先となります。

←○写真撮影位置方向
（9枚目）

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



令和 6年（ケ）第 199号
令和 7年 3月 3日 受 命
令和 7年 3月21日 現地調査
令和 7年 4月25日 評 価
令和 7年 4月28日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
齋藤 清人

第1 評価額

番号	評 価 額
物件 1	金 620,000 円

※本件建物価格は、目的外土地①の敷地利用権価格を加算した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	3 頁物件目録記載のとおり	居宅 木造セメントかわらぶき平家建 約205.74㎡
特記事項			
・本件建物敷地である目的外土地①は下記のとおりである。 →【目的外土地①】 所在：常陸太田市大中町字寺田 地番：865番2 地目：宅地 地積：1,410.75㎡			

物 件 目 録

1 所 在	常陸太田市大中町字寺田865番地1
家屋 番号	865番1
種 類	居宅 事務所 車庫
構 造	木造スレート葺平家建
床 面 積	172.69平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（目的外土地①）

位 置 ・ 交 通	J R水郡線「常陸太田」駅の北方約26km（道路距離、以下同じ） バス停「泉沢入口」の南東方約300m （別添「物件位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は、国道背後の一般住宅、事業所、店舗等が見られる古くからの集落地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 埋蔵文化財 包蔵地指定	都市計画区域外（都市計画法の適用外区域） 用途地域の指定なし なし
画 地 条 件	間口、奥行、形状等については、別添土地建物位置関係図のとおりである。 なお、地積については現地で概測したところ、概測数量と登記数量とは概ね一致しているものと判断した。	
接面道路の状況	○北東側公道：有効幅員約2.7m、舗装有	
土地の利用状況等	建物所有者（亡B相続財産清算人A）及びその他の者（C及びD）が物件1建物（居宅）の敷地として利用している。 <物件1建物の敷地に対する用益権の内容> ○占有権原：使用借権 ※契約内容等の詳細については、現況調査報告書記載の通りである。 ○使用借権の範囲 物件1建物 目的外土地①の全部1,410.75㎡	

供給処理施設	【上水道】あり 【ガス】なし ※個別プロパンガス利用 【下水道】なし ※農業集落排水利用 (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査並びに土地利用の履歴等から推定して、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと判断される（土壌汚染に関連した市場性修正は行わない）。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途専門調査機関による調査を要する。
特 記 事 項	(1) 工作物等の本地の現況について 目的外土地①上には、物件1建物に付随する下屋、木製物置（工作物）が2個、植栽等が存し、南側は里川に隣接する（別添、土地建物位置関係図参照）。 また、物件1建物に付随する北西側の下屋の一部が河川側へ越境している可能性がある。但し、評価人としての測量方法には限界があるため測量士・土地家屋調査士等による専門調査機関による正確な測量等を要する。 (2) 地中埋設物の存在について 現場を目視した結果、地中埋設物の存在を窺わせる状況は特に見受けられなかった。但し、掘削してみないことには詳細は不明である。 (3) 対象地は、目視の範囲内の調査において、東日本大震災の影響による形状の変化、亀裂・陥没等の特記すべき事項は見られなかった。但し、目視出来ない部分及び瑕疵の詳細については、専門調査機関による詳細調査を行わないと確定できない。

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和59年 1月15日新築 経過年数 約41年 経済的残存耐用年数 満了 1階北側部分の増築が見られるが、詳細については不明であり、現地調査の結果、既に当該増築部分等に関する経済的残存耐用年数は尽きていると判断し、本件では本建物の建築時期に含めるものとした。
仕様	構造 木造 屋根 セメントかわらぶき(※登記上はスレート葺) 外壁 サイディング 内壁 ビニールクロス貼、板貼等 天井 ビニールクロス貼、ボード貼、目透かし天井等 床 合板フローリング、畳等 設備 電気・ガス・給排水衛生設備 ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。
床面積（現況）	延 約205.74㎡(評価人概測) 1階北側部分(約33.05㎡)の増築がある。
現況用途等	階 層 平家建 現況用途 居宅 間 取 り 別添「建物間取図(略図)」のとおり
品等	使用資材 普通 施 工 普通
保守管理の状態	保守管理の状態は「劣る」と判断した。
建物の利用状況	建物所有者(亡B相続財産清算人A)が居宅として管理し、その他の者(C及びD)が居宅として使用している。 なお、占有者及び占有権原の詳細については、現況調査報告書記載の通りである。 また、本件では占有権原は不明であるため、占有減価は行わないもの判断とした。

特 記 事 項	(1)本建物の損傷等の状況について 建物の内外部を確認した結果、老朽化・陳腐化が相当進行しており、雨漏り箇所が確認されたほか、内壁の汚損、床の腐食・軋み、ドアの不具合等が見られ劣化の程度が著しく、猫の室内飼いも確認された。また、集中豪雨の際に床下浸水があったとのDの陳述があった。これらについては観察減価にて考慮した。 なお、シロアリ被害や雨漏りのほか建物の傾き等の詳細については専門調査機関による調査を経ないと確定できない。 (2)アスベスト関連事項について 非飛散性アスベスト使用建材、飛散性（吹付け）アスベストは目視する限りにおいて使用されている可能性は少ない。アスベスト使用リスクは木造住宅の範囲内であり、使用可能性による市場性修正を要しないものとした。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
200,000	約205.74	0.025	1,030,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：評価人概測数量による。

エ 現 価 率

経過年数約41年、経済的全耐用年数25.0年、経済的残存耐用年数0.0年、観察減価及び中古建物の市場性減価50%、残価率5%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率＝{残価率5%＋(1－5%)×(経済的残存耐用年数0.0年／経済的全耐用年数25.0年)}×(1－観察減価50%)＝0.025

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

目的外土地

土地 符号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	土地利用権 等割合 オ	土地利用権 価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
①	4,100	0.51	約1,410.75	0.80	使用借権 0.10	240,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 常陸太田(県)-5

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $5,890\text{円}/\text{㎡} \times 99.6/100 \times 100/100.0 \times 100/143.0 = 4,100\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的±0.0

◇地域格差：街路条件(道路の系統連続性+10.0) 環境条件(周辺環境+30.0)

イ 個別格差：画地条件(形状▲20 高低差▲20 規模▲20)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 土地利用権等割合：使用借権 0.10

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,030,000	+240,000		0.70	0.70	620,000
一括価格(合計)						620,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：使用借権付建物▲30

オ 競売市場修正：評価の条件記載欄の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 常陸太田(県)-5

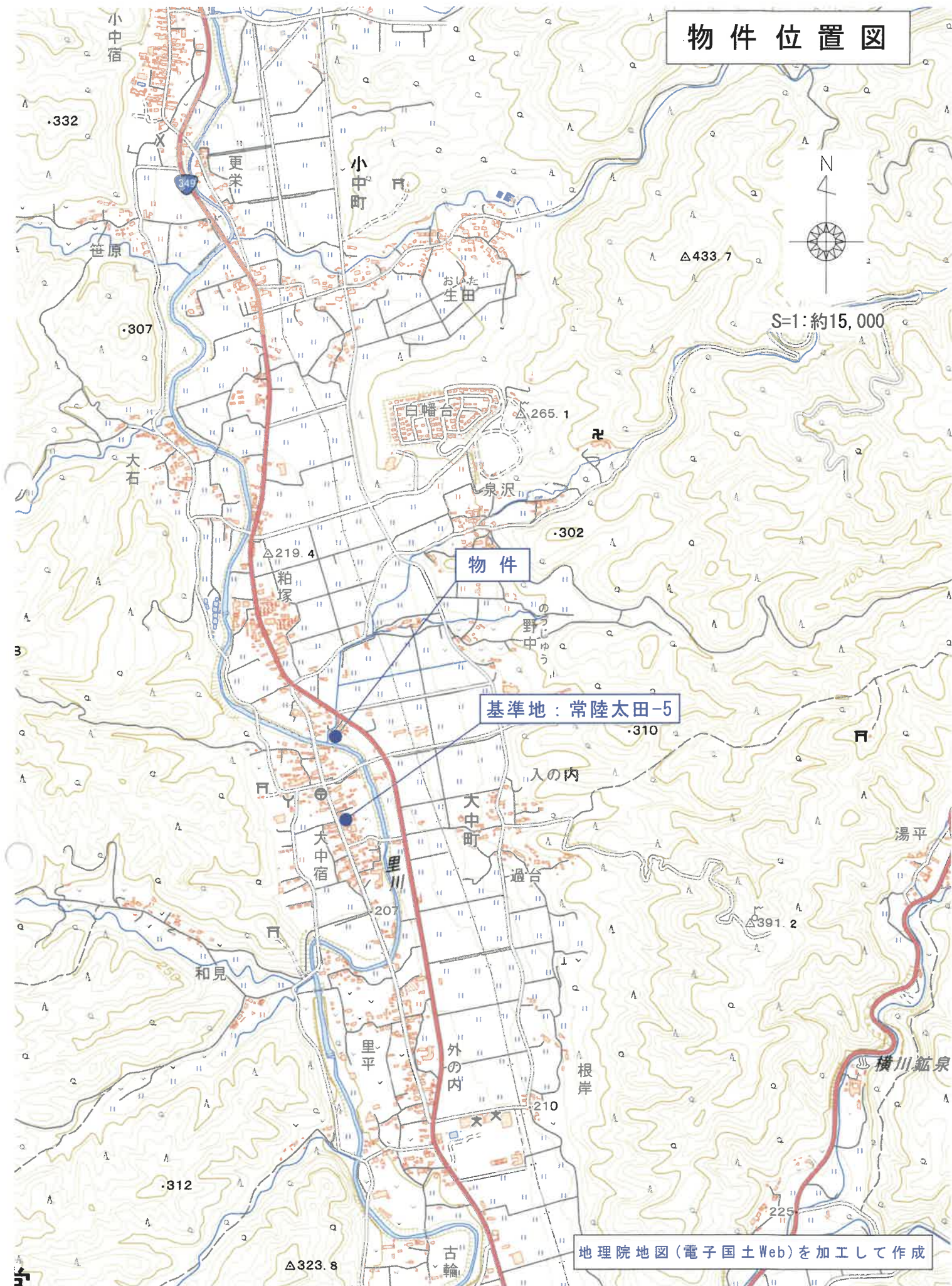
所 在 : 茨城県常陸太田市大中町字宿東1571番
地 目 : 宅 地
価 格 : 5,890円/㎡
位 置 : J R 水郡線「常陸太田」駅の北方約26km
価 格 時 点 : 令和 6年 7月 1日
地 積 : 894㎡
供給処理施設 : 水道, 下水道
接 面 街 路 : 南西側8.5m市道
用途指定等 : 都市計画区域外 (都市計画法の適用外区域)
用途地域の指定なし
地域の概要 : 農家、一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

1. 物件位置図
2. 周辺見取図
3. 地図(法第14条第1項)写
4. 地積測量図写
5. 建物図面・各階平面図写
6. 土地建物位置関係図
7. 建物間取図(略図)

以 上

物件位置図

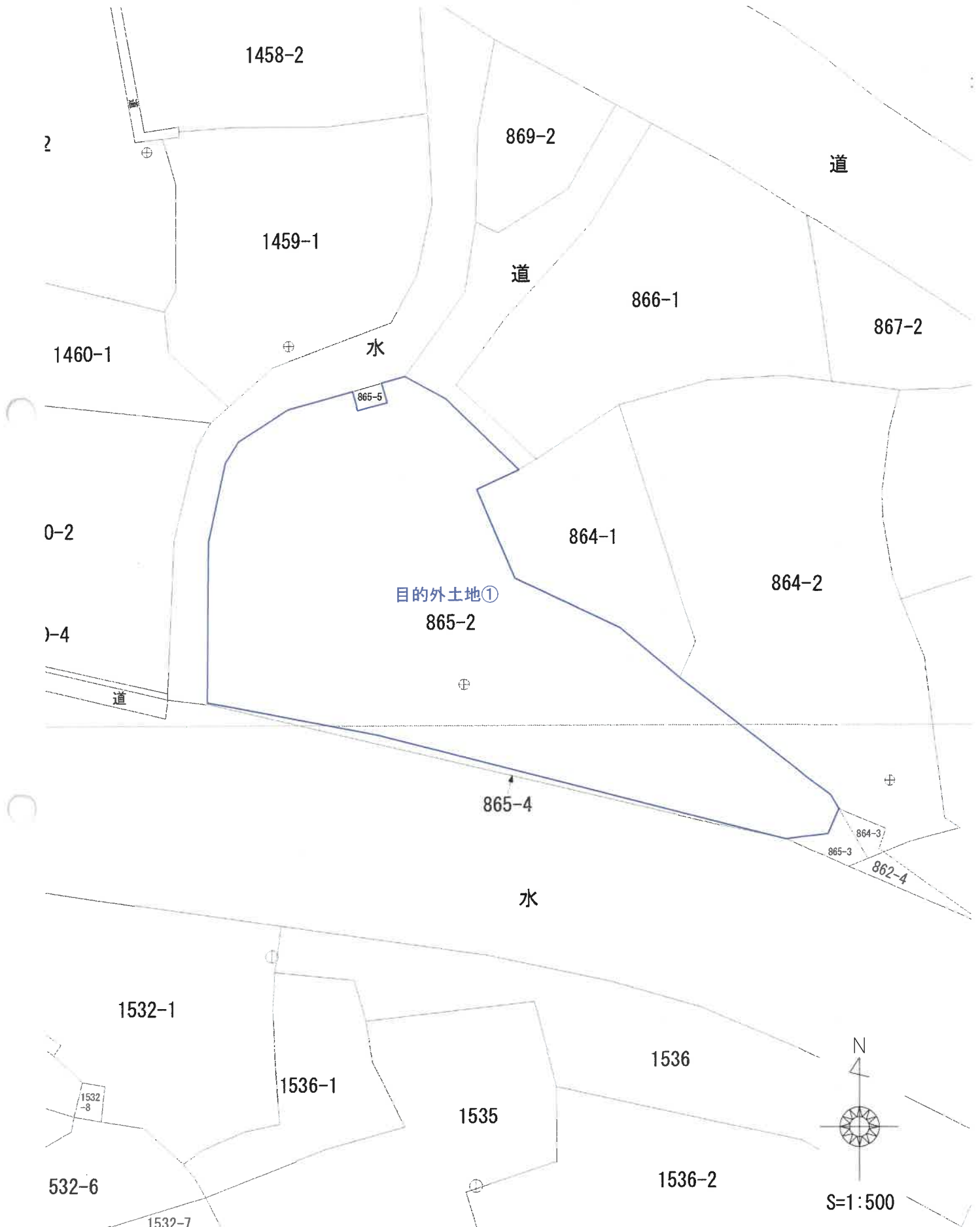


周辺見取図



ZENRIN 住宅地図を加工して作成

地図(法第14条第1項)写



地積測量図写

前 865-2 後 新

PI 43-4
PI 53-2

地図番号

地積測量図

865-5 1-2

地番

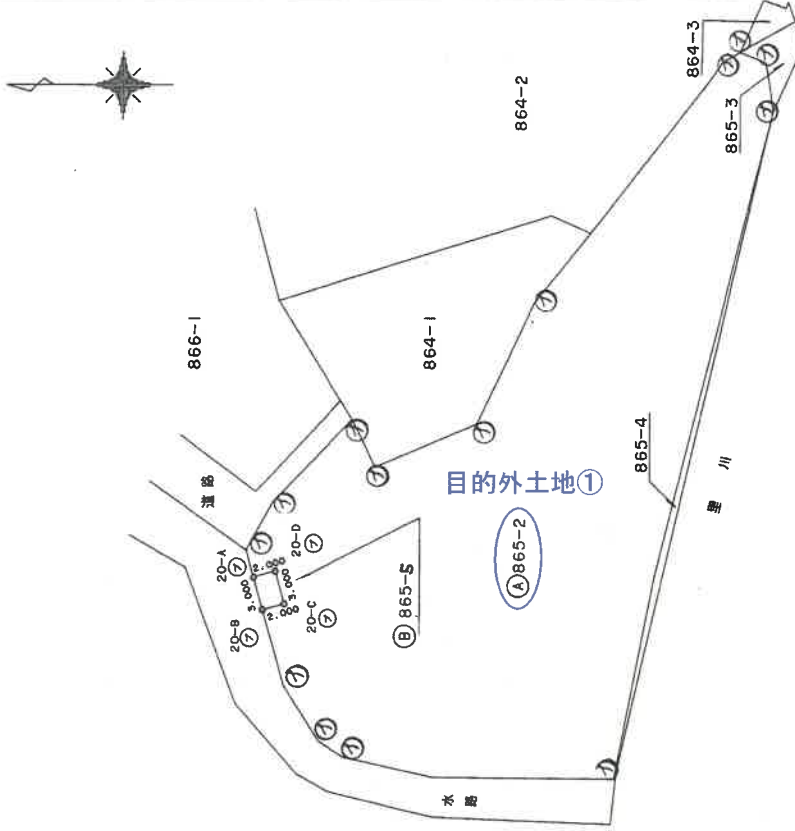
土地の所在
茨城県大宮市大宮中寺田

整理番号 139764

座標求積表

地番	⑧865-5	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
20-A		81334.640	59048.764		65485.079276	3.000
20-B		81333.824	59045.877		-161844.748857	2.000
20-C		81331.899	59046.421		-65482.480889	3.000
20-D		81332.715	59049.308		161854.153228	2.000
		倍面積			12.002758	
		面積			6.001379	
		地積			6.00 m²	

残地番	⑧865-2	公簿	1416.75375	總計	6.001379
		残地		残地	1410.752371
		地積		地積	1410.75 m ²



境界線の種類	杭
④	石
⑦	プラスチック杭
③	コンクリート杭
⑤	金属杭
⑥	杭

縮尺 1/500

申請者
嘱託者

(平成10年 3月10日作製)

作製者

A3版をA4版に縮小

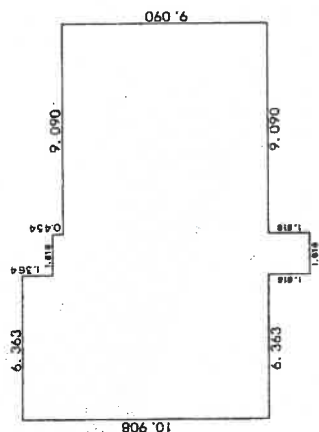
整理番号 228931

各階平面図

建物図面 各階平面図

家屋番号 865番1

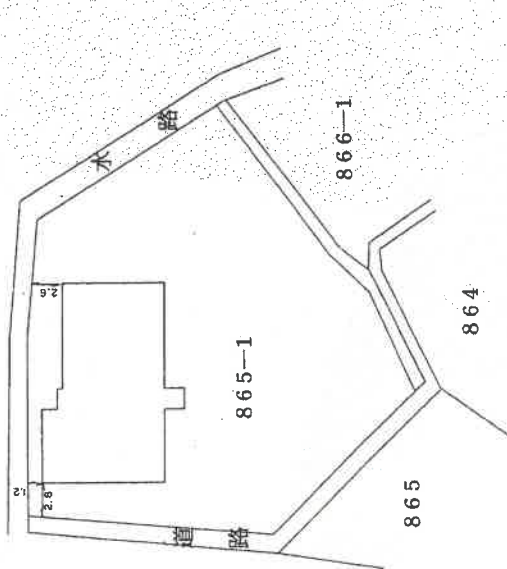
建物の所在 大分県豊後高田市中字寺田 865番地1
大分県豊後高田市中字寺田 865番地1



求積表

6.363 X 10.908 = 69.407604
1.818 X 11.362 = 20.656116
9.090 X 9.090 = 82.628100
合計 172.691820
床面積 172.69 ㎡

物件 1



559.10

作製者

縮尺 1/250

申請人

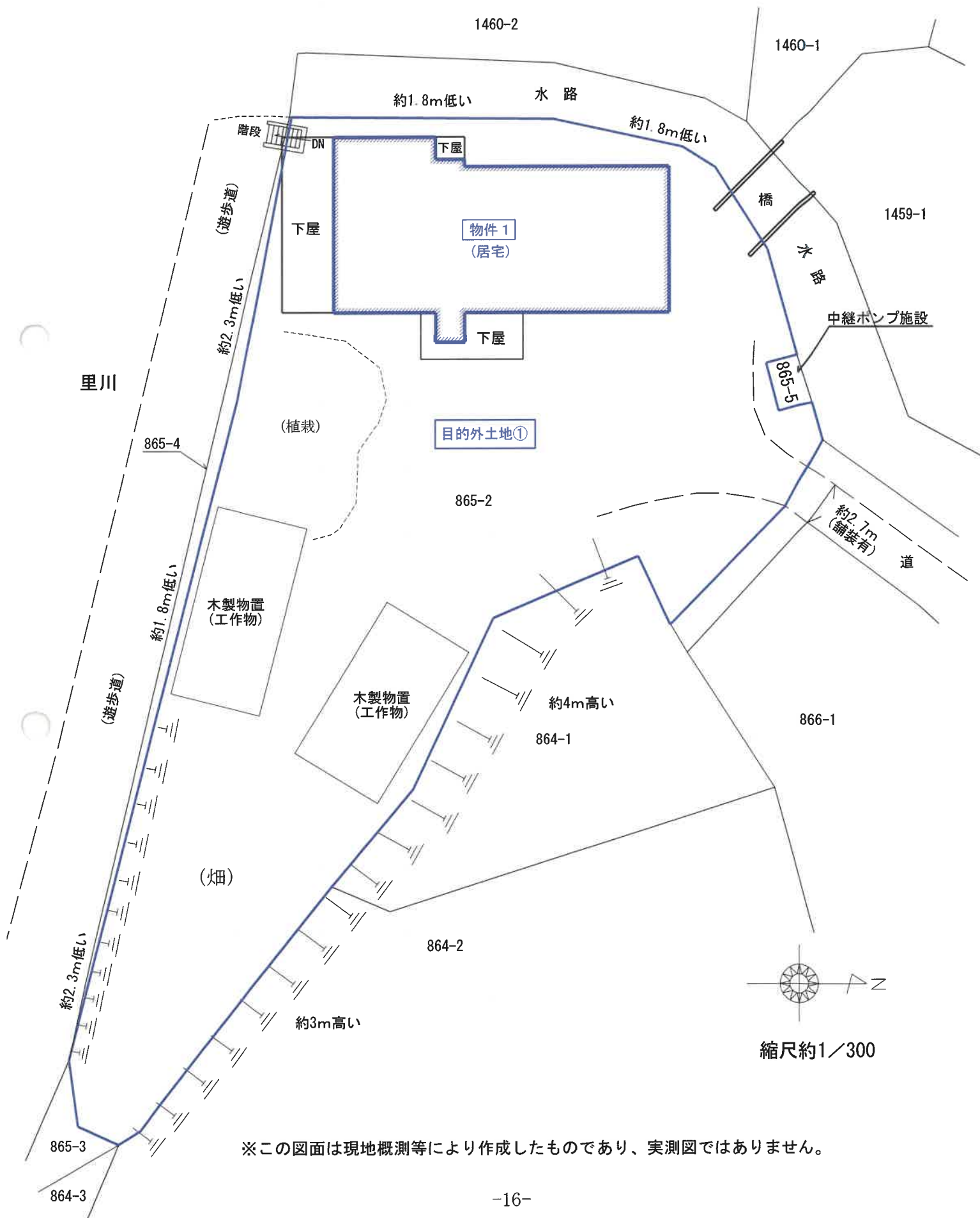
縮尺

1/500

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第199号



※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

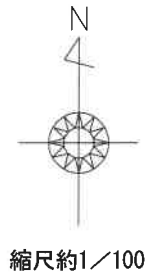
建物間取図（略図）

令和6年（ケ）第199号

物件1：居宅

未登記増築部分

約33.05㎡（評価人概測）



床面積 約205.74㎡
（評価人概測）

※図面と現況が異なる場合は現況が優先となります。